

毎週月.水.金曜日発行

# 富山県報

令和6年10月25日

金曜日

第5295号

## 目次

### 告示

- 休猟区の指定 1
- 特例休猟区の指定 2
- 特定猟具使用禁止区域の指定 3
- 鳥獣保護区の存続期間の更新
- 指定居宅サービス事業者の廃止の届出 9
- 指定介護予防サービス事業者の廃止の届出 10
- 保安林の指定施業要件の変更に係る森林法第189条の規定による告示及び掲示
- 令和6年度地籍調査事業計画の変更 11
- 道路の区域変更 12

### 公告

- 富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施
- 落札者等の公示 15
- 応急入院指定病院の指定 16
- 特例認定病院の認定 17

## 告示

### 富山県告示第411号

#### 休猟区の指定について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定により次のとおり休猟区を指定するので、同条第3項の規定により公示し、令和6年11月1日から施行する。

令和6年10月25日

富山県知事 新田 八朗

名称	区域	存続期間
中田休猟区	別紙図面に表示する区域	令和6年11月1日から 令和9年10月31日まで

早月川休猟区	同上	同上
栃原休猟区	同上	同上
極楽寺休猟区	同上	同上
大森休猟区	同上	同上
境休猟区	同上	同上

(「別紙図面」は省略し、富山県生活環境文化部自然保護課HPに添付して縦覧に供する。)

(自然保護課)

## 富山県告示第412号

特例休猟区の指定について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条第1項の規定により、次のとおり第二種特定鳥獣に関し、捕獲等を行うことができる区域を指定するので、同条第4項において準用する同法第34条第3項の規定により公示し、令和6年11月1日から施行する。

令和6年10月25日

富山県知事 新 田 八 朗

名称	区域	存続期間	第二種特定鳥獣の種類
中田休猟区	別紙図面に表示する区域	令和6年11月1日から 令和9年10月31日まで	イノシシ ニホンジカ
早月川休猟区	同上	同上	同上
栃原休猟区	同上	同上	同上
極楽寺休猟区	同上	同上	同上
大森休猟区	同上	同上	同上
境休猟区	同上	同上	同上

(「別紙図面」は省略し、富山県生活環境文化部自然保護課HPに添付して縦覧

に供する。)

(自然保護課)

### 富山県告示第413号

#### 特定猟具使用禁止区域の指定について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定するので、同条第12項において準用する同法第34条第3項の規定により公示し、令和6年11月1日から施行する。

令和6年10月25日

富山県知事 新 田 八 朗

名称	区域	存続期間	禁止に係る特定 猟具の種類
小矢部川特定猟具使用 禁止区域	別紙図面に表示す る区域	令和6年11月1日から 令和16年10月31日まで	銃器
水橋特定猟具使用禁止 区域	同上	同上	同上

(「別紙図面」は省略し、富山県生活環境文化部自然保護課 HP に添付して縦覧に供する。)

(自然保護課)

### 富山県告示第414号

#### 鳥獣保護区の存続期間の更新について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により呉羽山鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において準用する同法第15条第2項の規定により公示し、令和6年11月1日から施行する。

令和6年10月25日

富山県知事 新 田 八 朗

1 鳥獣保護区の名称

呉羽山鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

別紙図面に表示する区域

3 鳥獣保護区の存続期間

令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

(1) 指定区分

身近な鳥獣生息地

(2) 指定目的

この区域は、標高100メートル前後の丘陵地帯で、植生は広葉樹及びスギ、アカマツ等の造林地で構成されている。

この区域には、ヒヨドリ、ホオジロ、カワラヒワ、エナガ等の鳥類が年間を通して生息している。獣類では、ノウサギ、テン、イタチ、ムササビ等が生息している。

これら鳥獣の生息環境の保全を図るため、当該区域を引き続き鳥獣保護区として指定するものである。

(「別紙図面」は省略し、富山県生活環境文化部自然保護課HPに添付して縦覧に供する。)

(自然保護課)

## 富山県告示第415号

鳥獣保護区の存続期間の更新について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により南蟹谷鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において準用する同法第15条第2項の規定により公示し、令和6年11月1

日から施行する。

令和6年10月25日

富山県知事 新 田 八 朗

1 鳥獣保護区の名称

南蟹谷鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

別紙図面に表示する区域

3 鳥獣保護区の存続期間

令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

(1) 指定区分

森林鳥獣生息地

(2) 指定目的

この区域は、渋江川の上流にあり森林は広葉樹を主とした天然林とスギの造林地で構成されていることから、渋江川の清流とあいまって鳥獣の生息に良い条件を備えており、ツグミ、カシラダカ等の渡り鳥が多く飛来するので、鳥獣の保護を図るものである。

(「別紙図面」は省略し、富山県生活環境文化部自然保護課HPに添付して縦覧に供する。)

(自然保護課)

## 富山県告示第416号

鳥獣保護区の存続期間の更新について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により縄ヶ池鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において準用する同法第15条第2項の規定により公示し、令和6年11月1日から施行する。

令和6年10月25日

富山県知事 新 田 八 朗

## 1 鳥獣保護区の名称

縄ヶ池鳥獣保護区

## 2 鳥獣保護区の区域

別紙図面に表示する区域

## 3 鳥獣保護区の存続期間

令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

## 4 鳥獣保護区の保護に関する指針

## (1) 指定区分

森林鳥獣生息地

## (2) 指定目的

この区域は、砺波平野の南端に位置し、区域内には縄ヶ池や夫婦滝などいくつかの谷川があり、鳥獣の好適な生息環境をなしており、ツキノワグマ等の多種の森林鳥獣が生息している。

このため、生息する鳥獣の保護を図るものである。

(「別紙図面」は省略し、富山県生活環境文化部自然保護課HPに添付して縦覧に供する。)

(自然保護課)

**富山県告示第417号**

鳥獣保護区の存続期間の更新について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により東福寺鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において準用する同法第15条第2項の規定により公示し、令和6年11月1日から施行する。

令和6年10月25日

富山県知事 新 田 八 朗

## 1 鳥獣保護区の名称

東福寺鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

別紙図面に表示する区域

3 鳥獣保護区の存続期間

令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

(1) 指定区分

森林鳥獣生息地

(2) 指定目的

この区域は、滑川市の南東部に位置し、県民の憩いの場として広く活用されているとともに、オオルリやタヌキ等の森林鳥獣が生息している。また、この区域は市街地に近いことから、県民の探鳥の場として提供し、鳥獣保護思想の普及啓発を図るものである。

(「別紙図面」は省略し、富山県生活環境文化部自然保護課HPに添付して縦覧に供する。)

(自然保護課)

## 富山県告示第418号

鳥獣保護区の存続期間の更新について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定によりねいの里鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において準用する同法第15条第2項の規定により公示し、令和6年11月1日から施行する。

令和6年10月25日

富山県知事 新 田 八 朗

1 鳥獣保護区の名称

ねいの里鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

別紙図面に表示する区域

### 3 鳥獣保護区の存続期間

令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

### 4 鳥獣保護区の保護に関する指針

#### (1) 指定区分

身近な鳥獣生息地

#### (2) 指定目的

この区域は、富山市婦中町の西部に位置し、富山県置県百年記念県民公園地域も含まれ、県民の憩いの場として広く活用されているとともに、渡り鳥の重要な経路に当たるため、鳥獣の保護を図るものである。

(「別紙図面」は省略し、富山県生活環境文化部自然保護課HPに添付して縦覧に供する。)

(自然保護課)

## 富山県告示第419号

鳥獣保護区の存続期間の更新について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により宮島峡鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において準用する同法第15条第2項の規定により公示し、令和6年11月1日から施行する。

令和6年10月25日

富山県知事 新 田 八 朗

### 1 鳥獣保護区の名称

宮島峡鳥獣保護区

### 2 鳥獣保護区の区域

別紙図面に表示する区域

### 3 鳥獣保護区の存続期間

令和6年11月1日から令和16年10月31日まで



#### 4 鳥獣保護区の保護に関する指針

##### (1) 指定区分

森林鳥獣生息地

##### (2) 指定目的

この区域を縫うように流れる子撫川は、宮島峡付近で複雑に蛇行し、子撫川ダムによって形成されたダム湖は豊かな水を湛え、周囲の森林と調和した美しい自然を残しており、この一帯は稲葉山・宮島峡県定公園に指定されている。植生はコナラ、クリ、アカマツ、ネジキ等の二次林が主である。

河川やダム湖には魚類も多く、カモ類やカワセミ、ミサゴなど多様な野生鳥獣が生息する豊かな自然環境になっている。

また、宮島峡一の滝やおうけつ群（県指定天然記念物）を始め、宮島の大杉、岩抱きのケヤキなど文化財も点在し、優れた自然探勝地域となっているため、多くの県民が訪れている。

これらのことから、鳥獣保護区に指定し鳥獣の生息環境の保全を図ることで、来訪者への自然観察の場として活用するため、鳥獣保護区として指定するものである。

（「別紙図面」は省略し、富山県生活環境文化部自然保護課HPに添付して縦覧に供する。）

（自然保護課）

#### 富山県告示第420号

指定居宅サービス事業者の廃止の届出について

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者から同法第75条第2項の規定により次のとおり廃止の届出があったので、同法第78条第2号の規定により公示する。

令和6年10月25日

富山県知事 新 田 八 朗

事業者の名称	医療法人社団紫蘭会
--------	-----------

サービスの種類	短期入所生活介護	
事業所	名称	光ヶ丘ホーム
	所在地	高岡市西藤平蔵 313番地
	介護保険事業所番号	1670200755
廃止の届出を受理した年月日	令和6年9月13日	

### 富山県告示第421号

指定介護予防サービス事業者の廃止の届出について

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者から同法第115条の5第2項の規定により次のとおり廃止の届出があったので、同法第115条の10第2号の規定により公示する。

令和6年10月25日

富山県知事 新 田 八 朗

事業者の名称	医療法人社団紫蘭会	
サービスの種類	介護予防短期入所生活介護	
事業所	名称	光ヶ丘ホーム
	所在地	高岡市西藤平蔵 313番地
	介護保険事業所番号	1670200755
廃止の届出を受理した年月日	令和6年9月13日	

### 富山県告示第422号

保安林の指定施業要件の変更に係る森林法第189条の規定による告示  
及び掲示について

保安林の指定施業要件を変更した次の森林について、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第6項の規定による通知の相手方が所在不分明のため、同法第189条の規定により当該通知を富山市役所に掲示する

とともに、その要旨及び掲示した旨を告示する。

令和6年10月25日

富山県知事 新 田 八 朗

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

富山県富山市八尾町高野字大開40の1、40の6、字岩棚42の4、42の5、八尾町坂ノ下字道畑山14の6、18、19の2、19の4、23、24、35、36、38、39、49、50、54、55、73、74、82

2 所在が不分明である通知の相手方

井上久一、坂口光弘、山村綱次郎、清水はる子、青山武、津田利雄

3 通知の内容

1の森林について、農林水産大臣から令和6年9月26日農林水産省告示第1770号により保安林の指定施業要件を変更した通知があったので、令和6年2月16日富山県告示第62号で告示したとおり保安林の指定施業要件を変更する。

4 森林法第189条による掲示

令和6年10月15日から富山市役所に掲示した。

## 富山県告示第423号

令和6年度地籍調査事業計画の変更について

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により定めた令和6年度地籍調査事業計画を変更したので、同条第5項の規定により次のとおり公示する。

令和6年10月25日

富山県知事 新 田 八 朗

1 変更に係る調査を行う者の名称及びその調査地域

調査を行う者の名称	事業の内容	調査地域
砺波市	地籍調査	砺波市庄川町庄上壇、下壇 三谷貫正寺、谷内、天谷、赤坂、 尾の谷

2 変更に係る調査期間



## (2) 借入物品等の規格、機能、性能等

入札説明書による。

## (3) 借入期間

令和7年1月24日から令和11年11月23日まで（58か月）

## (4) 借入場所

入札説明書による。

## (5) 借入条件

入札説明書による。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和6年富山県告示第165号）第1の規定に該当しない者であること。

(2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和6年富山県告示第165号）第4の4に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

## 3 入札に参加する者に求められる義務

(1) 本件入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した規格、機能、性能等に適合するものであることを証明する書類等（以下「応札仕様書等」という。）を提出期限までに、4(1)に掲げる場所へ提出しなければならない。

なお、提出した応札仕様書等に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

## (2) 応札仕様書等の提出期限

令和6年11月5日 午後5時15分

## 4 入札書の提出場所等

(1) 入札書及び応札仕様書等の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交

---

付場所及び問合せ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部警務部会計課調度係

電話 076-441-2211

(2) 入札説明書の交付方法

令和6年10月25日から同年10月31日までの間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

(3) 入札書の提出期限

令和6年11月13日 午前10時

(4) 入札書の提出方法

直接持参又は郵便（郵便による場合は書留郵便とし、提出期限までに必着とすること。）

5 開札の日時、場所等

(1) 開札日時

令和6年11月13日 午前10時

(2) 開札場所

〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部2階 202会議室

(3) 開札は、原則として入札に参加する者の全員の立会いの下で行う。ただし、開札に立ち会うことができない者は、開札日の前日までに、その旨を4(1)の機関に届け出るものとする。

6 入札保証金に関する事項

免除とする。

7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

---

(3) 入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

## 8 入札の方法

(1) 入札書に記載する金額は、入札しようとする物品等の1か月分の賃借料の金額とする。

(2) 落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 9 落札者の決定の方法

(1) 有効な入札書を提出し、かつ、3の応札仕様書等の審査の結果この公告及び入札説明書に示した物品等を納入できると認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

(3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

## 10 その他

(1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

(2) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。

## 落札者等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年富山県規則第68号）第13条の規定により次のとおり公示する。

令和6年10月25日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
新川こども施設整備・運営事業 一式
- 2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地  
富山県地方創生局ワンチームとやま推進室地方創生・移住交流課 富山市新総  
曲輪1番7号
- 3 落札者を決定した日  
令和6年9月10日
- 4 落札者の氏名及び住所  
大和リースグループ  
代表企業 大和リース株式会社富山支店 富山県富山市布瀬本町4番8
- 5 落札金額  
5,175,999,180円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
総合評価一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
令和6年3月25日

### 応急入院指定病院の指定

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の6第2項後段の規定による特例措置を採ることができる精神科病院として、次のとおり指定した。

令和6年10月25日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 病院名 独立行政法人国立病院機構北陸病院
- 2 所在地 南砺市信末5963番地
- 3 認定期間 令和6年11月1日から令和9年10月31日まで



### 特例認定病院の認定

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第21条第4項後段及び第33条第3項後段の規定による特例措置を採ることができる精神科病院として、次のとおり認定した。

令和6年10月25日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 病院名 独立行政法人国立病院機構北陸病院
  - 2 所在地 南砺市信末5963番地
  - 3 認定期間 令和6年11月1日から令和9年10月31日まで
-

